

審 査 基 準

17年 4月 26日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間 : 14日
申 請 先 : 県警本部交通指導課
問 い 合 わ せ 先 : 県警本部交通指導課 088-622-3101 内線5121
備 考 :